

3. これまでの取組と制度

これまでのみどりの施策としては、市民参画の支援制度に加え、主に緑地保全のための規制・誘導制度、資金援助に関する制度などにより、本市のみどりに関わる施策を展開してきました。

3-1 規制・誘導型の取組と制度

●山なみ景観保全地区（箕面市都市景観条例）

箕面の山なみ景観を保全するために、重点地区を指定するものです。地区内で現状変更行為を行うときには、一定規模以上の緑地を保全するなどの義務が生じます。

●山すそ景観保全地区（箕面市都市景観条例）

市街地から見た山なみ景観を保全するため、山なみ景観保全地区と市街地平坦部の間にある山すそ部を重点地区に指定しています。地区内での建設行為などの際に、山なみ景観と調和した計画とすることが求められます。

●良好な里山田園景観の保全（箕面市都市景観条例）

豊かな山なみ景観と里山田園景観を保全するため、止々呂美の集落地及び周囲の山なみを「止々呂美田園景観保全地区」としています。みどりの配置や建築物の意匠・色彩など、地区基準が定められています。

●都市景観形成地区 / 景観配慮地区

地域の個性的な景観を形成するため指定するもので、みどりのあり方を含め、景観まちづくりのルールや目標が定められています。

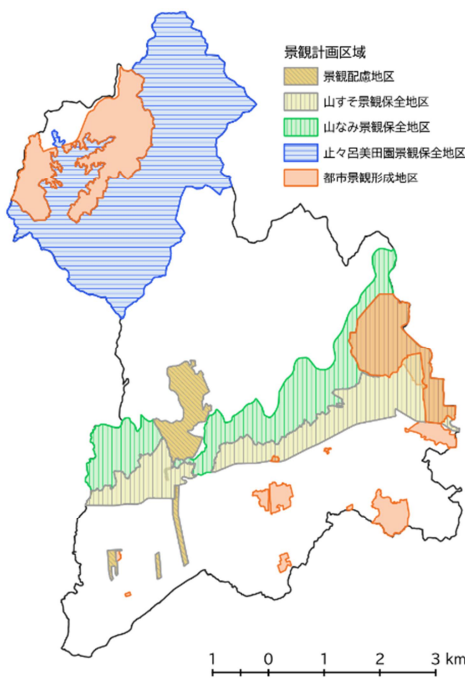


図2-13 指定区域

表2-10 景観に係る市内の保全地区の指定状況

保全地区		面積
1	山なみ景観保全地	380ha
2	山すそ景観保全地区	500ha
3	止々呂美田園景観保全地区	770ha
4	都市景観形成地区	11か所
5	景観配慮地区	4か所

●自然緑地等指定制度（箕面市環境保全条例）

山麓部の市街化調整区域内の一定規模以上の緑地（自然緑地）、または市街地部で市民に親しまれるなど、由緒ある樹木（保護樹木）や樹林（保護樹林）を、所有者の同意を得て指定し、所有者と協力して保全していこうとする制度です。

●生産緑地地区

市街化区域内の農地を生産緑地として指定し、保全を図る制度です。令和7年12月の時点で、225か所、50.59haが生産緑地として指定されています。

●緑地の確保に関する建設基準（箕面市まちづくり推進条例）

建設行為において、敷地内緑化に関する建設基準を定めています。

箕面市まちづくり推進条例（平成9年箕面市条例第22号）及び箕面市まちづくり推進条例施行規則（平成9年箕面市規則第19号）により、本市内で建設行為を行う場合は、規定の緑化面積及び植栽本数の付置義務が定められています。

建設行為にかかる緑化の運用基準

令和6年4月作成 公園緑地室
TEL 072-723-2121 (内線 3421)

1. 緑化面積とは

緑化面積とは、緑化施設（植栽、花壇その他の緑化のための施設（可動式のものにあっては、容量が100リットル以上のものに限る。）及び敷地内の保全された樹木（当該建築物の空地、屋上その他の屋外に設けられるものに限る。）をいう。）の水平投影面積をいう。

【緑化面積算入例】

緑化面積 $A \times B$
芝や地盤等で覆った部分の水平投影面積を算入
※ 樹冠（樹林）の面積を算入しない

緑化面積 $C \times D$
樹冠（樹林）部分の水平投影面積を算入
※ 樹冠（樹林）の面積の算入は要しない

緑化施設（プランターなど）の場合
緑化面積 $a \times b$
植栽計を設けた土壌部分の水平投影面積を算入

2. 規定緑化面積について

箕面市まちづくり推進条例（平成9年箕面市条例第22号）第18条及び箕面市まちづくり推進条例施行規則（平成9年箕面市規則第19号）第4条に規定する建設基準のうち、緑化に関する建設基準は以下のとおり。

種別		緑化面積	
住宅	市街化区域	建ぺい率 ^{※1} 60%以下の地域	敷地面積に対する
		建ぺい率 ^{※1} 60%を超える地域	割合
	市街化調整区域		
住宅以外の建築物	市街化区域	建ぺい率 ^{※1} 60%以下の地域	10%以上
		建ぺい率 ^{※1} 60%を超える地域	5%以上
	市街化調整区域		15%以上
その他の建設行為 ^{※2}			規模、目的に応じ市長が定める。

※1 建築基準法第53条第1項の規定によるものとし、同条第3項第2号に基づく角地緩和は適用しない。
 ※2 選挙事務所、モデルルーム、工事用仮設事務所等のうち設置期間がおおむね1年以内であり、かつ、現状回復が明確である場合の建設行為または都市緑地法施行令（昭和49年政令第3号）第3条に規定する行為、駅舎、給油所、墓地等をいう。

図2-14 建設行為にかかる緑化の運用基準

3-2 市民参加型の支援制度

●箕面市公園・歩道の市民自主管理活動支援制度（平成22年～）

地域住民により公園や緑地、道路、河川など身近な公共空間を維持管理する制度です。

自主管理団体数としては、公園・緑地で147団体、道路で39団体が認定され、活動いただいています。

（令和7年4月現在）



写真2-14 市民自主管理団体の活動

●農業への市民参加

ふれあい農園、市民農園は27か所（1,103区画、総面積28,020㎡）開設されています。

農家以外の市民が農業を支える農業サポーターの制度や、農業者の協力のもと市内小学生を対象として田植え体験など農業体験の機会を設けています。



写真2-15 市民農園

●山麓保全アクションプログラム

平成11年度から13年度にかけて市民・山林所有者・行政の三者の協働でつくられた山麓部の保全・活用行動計画です。

この計画書の作成を契機に、現在も参加市民を中心に「NPO法人みのお山麓保全委員会」が推進組織として活動を継続しています。



写真2-16 みのお山麓保全委員会の活動
引用：NPO法人みのお山麓保全委員会

●みのお山麓保全活動助成制度

山林所有者や市民による箕面のみどり豊かな山麓を守り・育て・活かす活動を、資金面から応援（助成）する仕組みです。公益信託「みのお山麓保全ファンド」が令和2年度に終了したため、新たに発足した制度です。

多くの山林所有者や市民がこの助成を受けて活動しています。「山麓保全アクションプログラム」に沿って、山麓保全活動を行う山林所有者・市民・団体に対して助成を行うものです。

●まちなみづくり相談

都市景観の形成に関する技術的な相談に応じるため、学識経験者による相談窓口を開設しています（事前予約制）。

3-3 活動資金等の支援の取組と制度

●箕面市みどり推進基金

本市の貴重な財産である良好な自然環境や住環境などについて、都市環境を将来にわたって維持・保全し、向上させるための施策に要する費用に充てる基金です。開発事業等緑化負担税のほかに、ふるさと寄附金、森林環境税が財源となっています。

●森林環境税（令和6年～）、森林環境譲与税（令和元年度～）

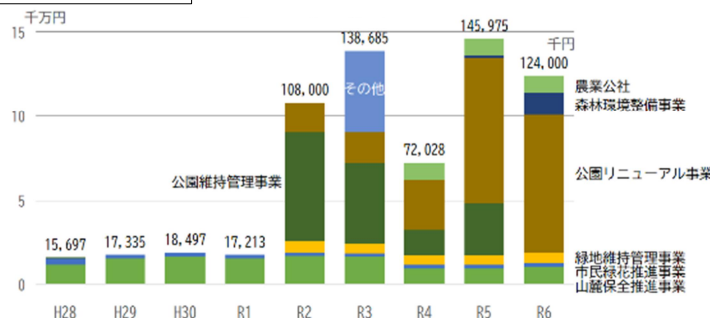
森林環境税は、令和6年度から個人住民税均等割の枠組みを活用し、国税として1人年額1,000円を「森林環境税」として、市町村が賦課徴収しており、その税収は、森林環境譲与税として都道府県・市町村へ譲与されるものであり、森林整備などへの活用に使われます。

森林環境譲与税は、令和元年度から都道府県・市町村に譲与されており、本市では、山麓の保全や市街地緑化の促進を目的とした「みどり推進基金」に積み立てており、自然緑地として指定された山林において、山林所有者が実施する間伐、下刈りなどの森林整備に対する助成や、止々呂美等地区の間伐等に活用しています。

●開発事業等緑化負担税（法定外目的税）

これまで、開発事業者からの公共施設等整備寄付金を財源として、良好な自然環境や住環境の維持を行ってきました。しかし、平成19年に当該寄付金制度を廃止することとなり、新たな制度として平成28年7月に「開発事業等緑化負担税」を導入し、山麓の保全活動等への助成金等に活用しています。

みどり推進基金積立活用状況



みどり推進基金積立状況

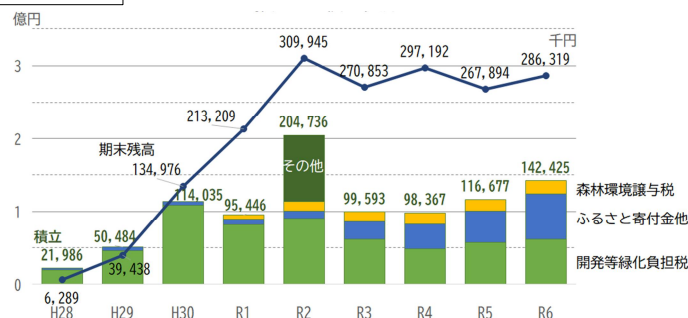


図2-15 箕面市みどり推進基金の積立状況と事業への活用先

4. 市民アンケート結果

4-1 アンケート結果

改訂にあたり、下記のアンケートを実施しました。平成21年に実施したアンケートの結果と比較しながら結果を示します。

箕面市みどりの基本計画改訂にかかるアンケート

調査期間：令和7年9月1日（月）～ 9月22日（月）

形式：WEBアンケート

回答数：総計 683件

（内訳）①HP・広報紙・郵送ハガキ 596件

②第38回eモニター 75件

③第7回eリサーチ 12件

(1) みどりの満足度

○令和7年度に実施したアンケートでは、市内のみどりに対する満足度（「やや満足している」「満足している」の合計）はどのみどりも半数程度で、特に「満足している」と回答した割合は、「質」「量」とともに2割程度となっています。また、「量」に対する満足度の方が「質」よりもやや高い傾向となっています。

○「山なみのみどり」については、8割以上がみどりの「量」に対して「満足している」「やや満足している」と答えています。「質」についても7割以上が「満足している」「やや満足している」と回答しており、箕面市における「山なみのみどり」の評価は高いことがわかります。

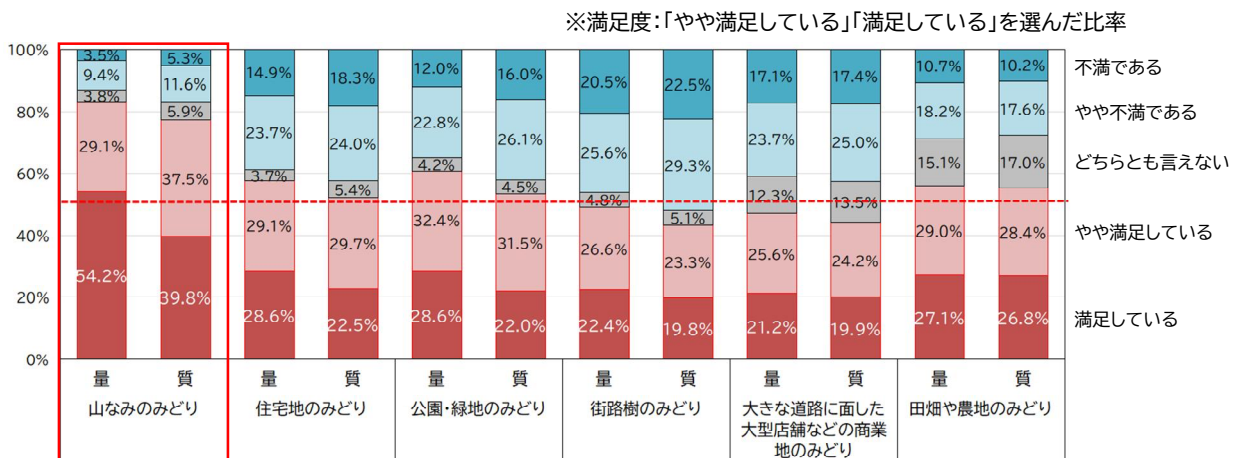


図2-16 市内のみどりの「量」と「質」への満足度

経年比較

- 前回（平成21年度）実施の市民アンケートにおける「山なみのみどり」への満足度（「どちらかといえば満足している」「満足している」の合計）は79.4%でした。今回（令和7年度）のアンケートでもみどりの「量」に対する満足度は83.3%と非常に高い水準を維持しています。
- 一方、その他の市街地のみどりについては、前回結果より満足度が低くなっています。
- しかし、「満足している」と回答した割合は、全項目で前回結果より増加しており、特に「山なみのみどり」が最も増加しています。

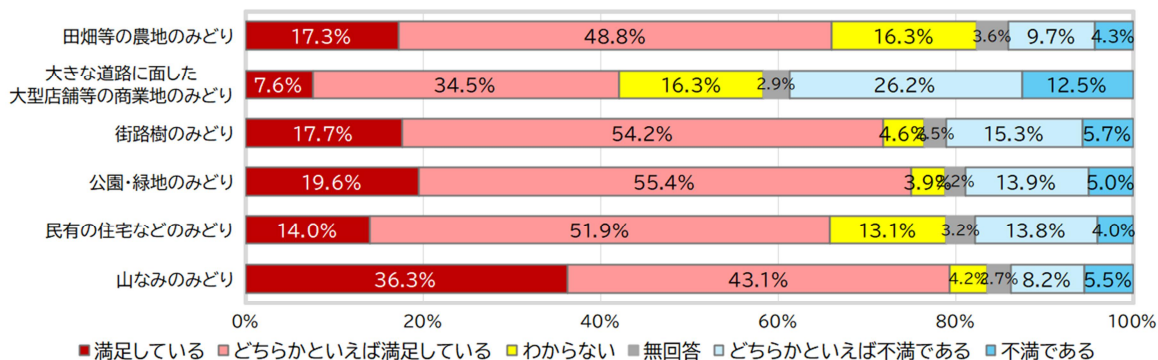


図2-17 みどりの満足度(平成21年度)

出典:『市民満足度調査』平成21年度実施

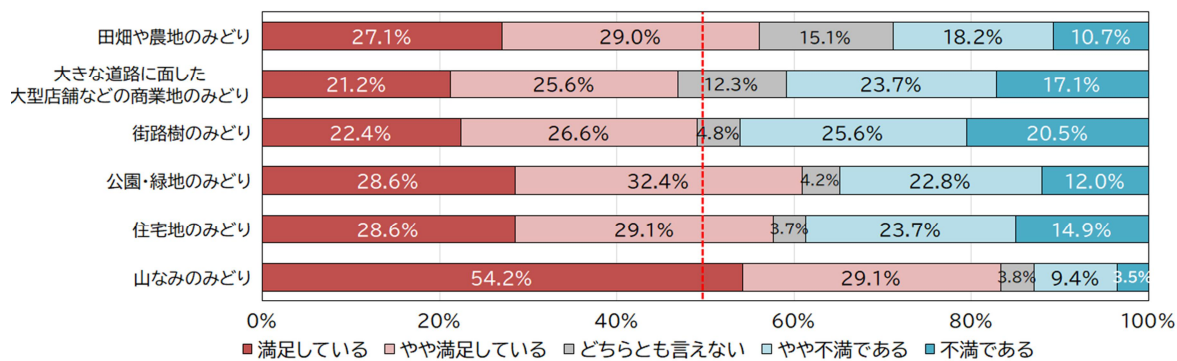


図2-18 みどりの「量」の満足度(令和7年度)

(2) 市民と公園利用

- 市民の市内公園への来訪頻度は、「月数回程度」よりも多く、全体の回答者の約6割を占めています。
- 特に30～40代及び70代以上の年齢層で来訪頻度が高い傾向となっています。

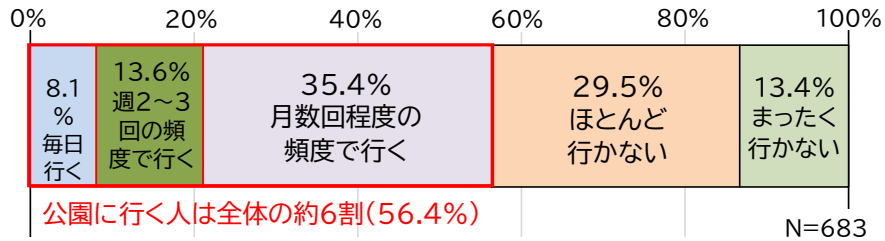
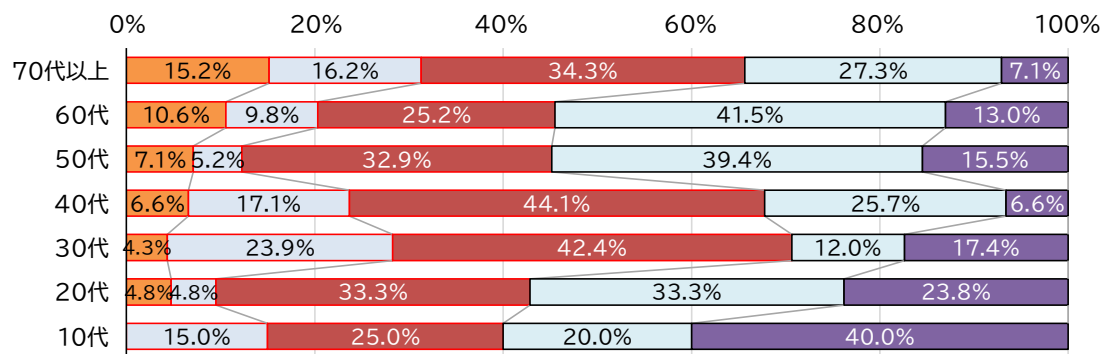


図2-19 市内公園への来訪頻度



■毎日行く ■週2～3回の頻度で行く ■月数回程度の頻度で行く □ほとんど行かない ■まったく行かない

図2-20 年齢別公園の来訪頻度

- 市民の公園への来訪目的は、「散歩やジョギング、体操などの健康づくり」「遊具で遊ぶため(子どもを遊ばせるため)」が多くなっています。
- また、「自治会等のイベント参加」(7.1%)や「公園の清掃や花壇づくりなどのボランティア活動のため」(6.8%)など、市民の自主的な地域活動の場として活用されています。

表2-11 公園への来訪目的(複数回答)

公園への来訪目的(複数回答)

内容	回答数	比率
散歩やジョギング、体操などの健康づくり	251	42.4%
遊具で遊ぶため(子どもを遊ばせるため)	184	31.1%
お花見など、季節の移り変わりを楽しむため	175	29.6%
休憩	163	27.5%
風景の鑑賞	145	24.5%
友達や近隣住民との交流のため	54	9.1%
自治会等のイベントへの参加	42	7.1%
公園の清掃や花壇づくりなどのボランティア活動のため	40	6.8%
動植物などの観察のため	64	10.8%
水遊び	21	3.5%
部活動等の自主練習	15	2.5%
避難訓練など防災活動のため	13	2.2%
読書やスケッチ等趣味を楽しむため	14	2.4%

複数回答の最初の選択と年齢層のクロス集計

第1位回答	年齢層							総計
	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	
遊具で遊ぶため(子どもを遊ばせるため)		4	52	69	12	10	6	153
散歩やジョギング、体操などの健康づくり	3	5	8	20	46	28	29	139
休憩	5	12	7	15	36	29	21	125
風景の鑑賞	1	2	2	14	13	19	13	64
お花見など、季節の移り変わりを楽しむため		4	2	8	13	6	5	38
公園の清掃や花壇づくりなどのボランティア活動のため				5		4	8	17
友達や近隣住民との交流のため		5		2	1	2	2	12
自治会等のイベントへの参加	1		1	4	2	2	2	12
部活動等の自主練習	1		2	2	5	1		11
動植物などの観察のため				2	2	2	5	11
避難訓練など防災活動のため					1	3		4
読書やスケッチ等趣味を楽しむため			1			1	1	3
水遊び	1		1	1				3

(3) みどりに関する活動への市民参加

○みどりに関する活動について、「参加している」「参加したことがある」と回答した割合の合計は35.5%となっています。また、「参加したことがないが、参加したい」と回答した割合も35.6%となっており、合わせて7割以上の回答者が活動への参加意欲を持っていると考えられます。

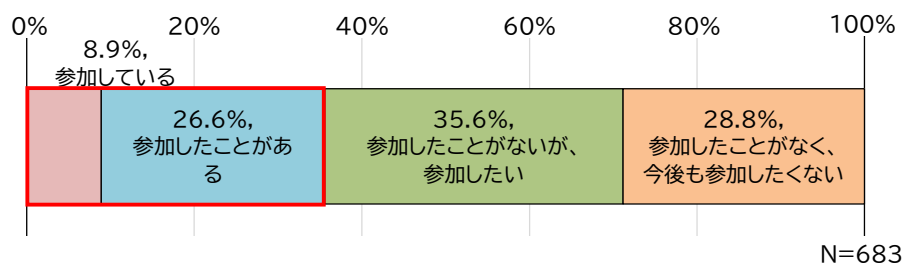
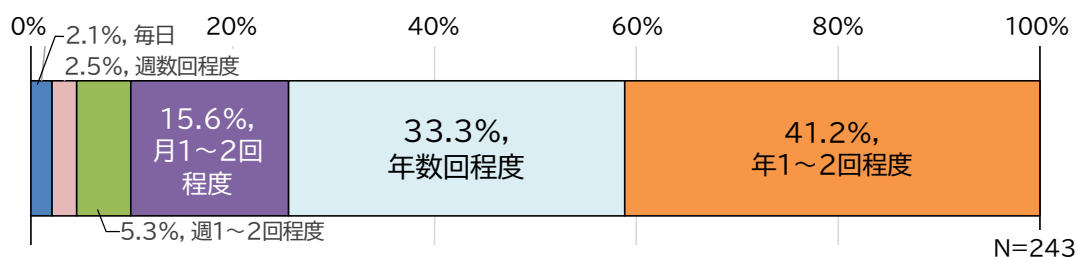


図2-21 みどりに関する活動への市民参加

○活動頻度は「年1～2回程度」が41.2%と最も多く、「年数回程度」の33.3%と合わせて7割以上となっています。



※活動頻度(1つの活動で、最も頻繁に行っているものの頻度)

図2-22 活動の頻度

○現在参加しているまたは今後参加したい活動については、「散歩やジョギング、ハイキング」が半数程度を占めています。

表2-12 現在参加している又は今後参加したい活動(複数回答)

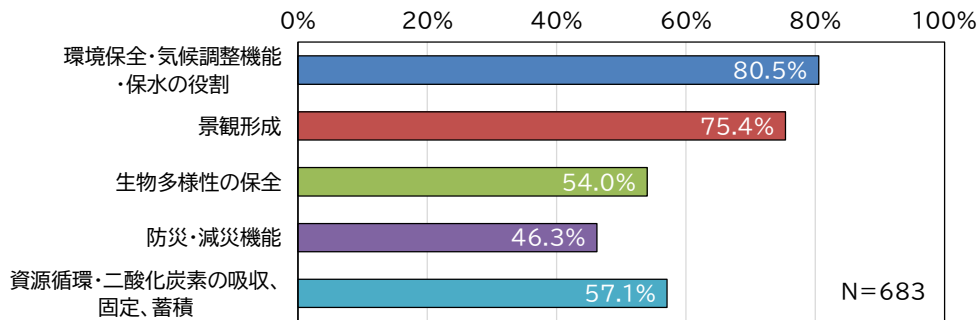
内容	回答数	比率
散歩やジョギング、ハイキング	248	51.0%
公園や緑地、河川や水路、道路などの清掃	157	32.3%
動植物の観察会や、生き物の生息・生育環境づくりに関する活動	126	25.9%
農地での農業作業体験活動	111	22.8%
山なみを保全する活動	103	21.2%
自治会でのお花見会など、地域住民主催のイベント活動	94	19.3%
公園や緑地、道路の花壇の世話	90	18.5%
神社などにある保護樹木などの保護に関する活動	92	18.9%
花やみどりに関する勉強会、講習会への参加	78	16.0%
みどりを守るための募金や寄付への協力	78	16.0%

(4) みどりの効果の重要性の感じ方

○みどりによる3つの効果について、それぞれの重要性に関する回答（複数回答）には、比率に一定の差が見られました。

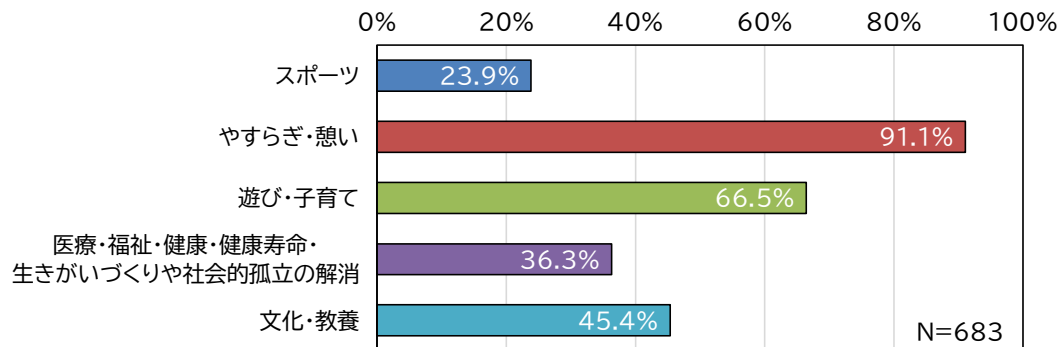
○「存在効果」は、各効果の中で「環境保全・気候調整機能・保水の役割」（80.5%）や「景観形成」（75.4%）が重要であるという回答が多くなっています。

Q みどりがあるだけで発揮される効果(存在効果)についてどれが重要か(複数回答)



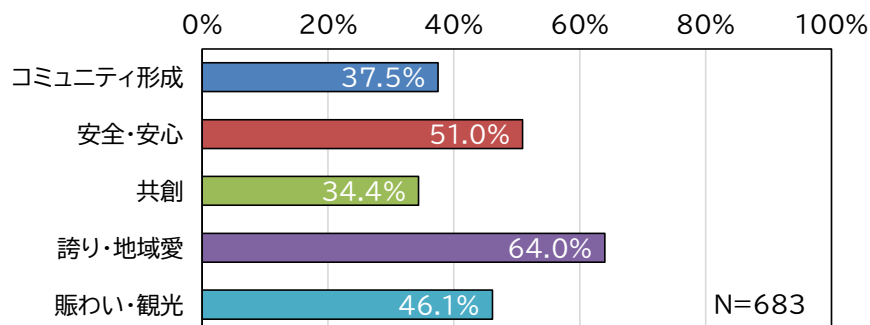
○「利用効果」は、「やすらぎ・憩い」（91.1%）が突出して重要と考えられています。「遊び・子育て」（66.5%）も多く選ばれています。

Q みどりを利用することによって発揮される効果(利用効果)についてどれが重要か(複数回答)



○「媒介・波及効果」について、「誇り・地域愛」（64.0%）が最も多く選ばれています。

Q みどりによって副次的に発揮される効果(媒介・波及効果)についてどれが重要か(複数回答)



(5) 市民のみどりの施策に関する関心

- 令和6年度に開始された「森林環境税」の認知度は、約4割でした。

Q 「森林環境税」についての認知度

回答	回答数	比率
知っている	274	40.1%
知らない	409	59.9%

- 森林環境譲与税の活用先として、「間伐などの森林整備」と「森林に関する人材育成や担い手の確保」が多く選ばれ、森林の維持管理への活用を望む方が多いことが分かりました。
- 既に森林環境譲与税を活用している事例として「(1) 止々呂美地区の森林での土砂災害や崩落を予防するため、間伐などの整備をおこなっていること」「(2) ハイキング道の修繕・補修などの整備をおこなっていること」についての認知度は、高くありませんでした。

Q 徴収した森林環境税をどのようなことに使って欲しいか(複数回答)

回答	回答数	比率
間伐などの森林の整備	486	71.2%
森林に関する人材の育成や担い手の確保	408	59.7%
森林のもつ公益的機能に関する普及啓発活動	225	32.9%
木材の利用を促進するための取組	154	22.5%

Q 森林環境税の活用先として【(1)止々呂美地区の森林での土砂災害や崩落予防のための間伐などの整備】【(2)ハイキング道の修繕・補修などの整備】を知っているか

回答	回答数	比率
(1)のみ知っている	23	3.4%
(2)のみ知っている	73	10.7%
両方知っている	74	10.8%
両方知らない	513	75.1%

- 開発事業者から徴収する「開発事業等緑化負担税」の認知度は、約1割でした。

Q 開発事業等緑化負担税についての認知度

回答	回答数	比率
知っている	60	8.8%
知らない	623	91.2%

- 民間事業者から徴収した緑化負担税の活用先としては、「公園の維持管理」「緑地の維持管理」「老朽化した公園遊具やトイレなどのリニューアル」など、公共空間の維持管理の財源としての活用が多くあげられました。

徴収した緑化負担税をどのようなことに使って欲しいか(複数回答)

回答	回答数	比率
緑地の維持管理	528	77.3%
公園の維持管理	456	66.8%
老朽化した公園遊具やトイレなどのリニューアル	388	56.8%
農地の保全	263	38.5%
市民の主体的な緑化の取組の支援	124	18.2%
緑化意識の啓発	87	12.7%
みどりに関するイベントの開催	54	7.9%

(6) 箕面らしさ

○平成14年度アンケートでは、箕面らしさのあるみどりとして、山間・山麓部（山なみ）のみどりが多くあげられています。

箕面らしいみどり・シンボルとなるみどり(平成14年アンケート結果)

地域	1位	2位	3位	4位	5位	6位
西部	箕面の滝・滝道	山なみ	勝尾寺	オヶ原線の桜並木	瀧安寺	紅葉橋通り
中部	箕面の滝・滝道	山なみ	勝尾寺	オヶ原線の桜並木	瀧安寺	東海自然歩道
東部	箕面の滝・滝道	山なみ	勝尾寺	オヶ原線の桜並木	農地田園	東海自然歩道
北部	箕面の滝・滝道	勝尾寺	山なみ	余野川	箕面川ダム	教学の森

○令和7年度のアンケートでも、箕面らしさや都市のブランドに貢献している“みどり”として、「滝・滝道」「山なみ」が上位にあげられ、過去のアンケート調査結果と同様に、箕面市のブランドイメージとして定着していることが分かりました。

箕面市のみどりあふれる住宅都市としてのブランド力に貢献しているみどり

順位	選択肢	回答数	比率	西部	中部	東部	北部
1	滝・滝道	512	75.0%	268	131	94	16
2	山なみ	503	73.6%	254	128	96	21
3	桜並木	312	45.7%	195	69	39	8
4	公園・緑地	276	40.4%	139	72	54	12
5	街路樹	248	36.3%	135	60	47	7
6	ハイキング道	224	32.8%	134	45	36	8
7	住宅地のみどり	203	29.7%	104	50	42	7
8	田畑や農地	182	26.6%	83	60	33	5
9	神社・お寺などの樹木	142	20.8%	93	26	19	4
10	河川や池	95	13.9%	59	23	11	2
11	大きな道路に面した大型店舗などの商業地のみどり	76	11.1%	39	21	14	2
12	箕面川ダム	58	8.5%	35	14	8	1
13	その他	9	1.3%	4	3	2	0

(7) 自由記述

- 山なみや農地・田園風景、桜並木等のまちの景観等の維持・保全を求める意見が多数ありました。
- 宅地開発により、自然環境と密接につながり、みどりの充実した都市環境が減少してきたことを指摘する意見もありました。
(“みどりの減少”に関する言及25件)
- 箕面市特有の山なみや景観の保全を求める意見もありました。
(“保全”に関する言及18件)
- 箕面らしい都市魅力やブランド価値に関する意見も多数ありました。
(“魅力”に関する言及74件)
- 箕面山や滝に対する満足度の反面、市街地のみどりの質の低下を懸念している意見が多く、総じて街路樹や公園の樹木の維持管理に関する意見が多くあげられました。
- 街路樹については交通安全上の懸念から、倒伏等のリスクがある危険木の伐採や適切な維持管理を実施して欲しいとの意見や、植樹により緑陰を増やすようにして欲しいという意見もありました。
(“維持管理”に関する言及149件)
- 公園の維持管理についても、整備や維持管理に関する要望がありました。
- 近隣他都市と比較して、新規開発した市街地などの緑化について求める意見もありました。

4-2 アンケート結果による課題の認識

市民アンケート結果から、本市のみどりの課題は以下の2点が挙げられます。

(1) 本市のブランドイメージとなる「山なみのみどり」の維持・保全

「山なみのみどり」に関しては、みどりの質・量ともに高い満足度でした。過去のアンケート結果と比較しても（「山なみのみどり」の満足度…平成21年度：79.4%、令和7年度：83.3%）、高い満足度が維持されています。箕面市民にとって「山なみのみどり」は、「滝・滝道」に並ぶ箕面市のブランドイメージに定着した“みどり”として変わらず認識されています。都市開発・経済発展の反面で、これらの山なみのみどりの環境と景観の保全の取組を今後も続けていき、この都市イメージを維持・継承していくことが課題にあります。

(2) 市街地の公共空間のみどりに対する維持管理の要望

市街地の公共空間のみどり（主に公園・緑地、街路樹など）に対する、適切な維持管理の要望が非常に多くありました。開発事業等緑化負担税を公園・緑地の維持管理への活用を望む回答が多かったことも、公共空間のみどりの「質」への関心の高さが見えます。市街地の公共空間のみどりについては、これまでのような「みどりの量」を求めるよりも、適切な維持管理を行うことにより、今ある「みどりの質」を高め、市民が快適で心豊かに過ごせるよう、市民、行政が一体となって取り組んでいくことが課題であると考えられます。

5. 本市のみどりの課題

5-1 本市のみどりの課題

(1) 本市全体の森林・緑地

●都市公園施設等が充足する反面、農地・森林・緑地面積の減少

本市では新たな市街地開発が進み、都市が成熟化してきたことから、平成22年度（前計画改訂時）から森林面積が約1割程度減少しています。（土地利用現況の緑地2,854ha（平成22年度）→2,479ha（令和7年度））

また、都市化に伴い、開発等による田畑やため池の減少も見られることから、今後も都市化が進んで行く中で、山なみや農地等をどのように未来へ継承するかが課題であると考えられます。

(2) 山間部及び山麓部のみどり

●山林の健全な維持に向けた対策

里山林（二次林）、人工林の維持管理不足によりみどりの機能低下（土砂災害発生リスク、生物多様性の低下、シカの食害、マツ枯れ・ナラ枯れ、外来種による被害など）への対策が必要となっています。担い手不足による山林の管理不足には、国有林の林業施策との連携など、全体計画が求められています。



写真2-17 防鹿ネット
引用:NPO法人みのお山麓保全委員会

●ごみの不法投棄対策

山林や農道、空き地など、人目につかない場所への不法投棄が後を絶ちません。

不法投棄は、有害物質による環境汚染や景観の悪化、悪臭、害虫の発生などをもたらすとともに、新たな不法投棄を誘発させる恐れもあり、私たちの生活環境に大きな影響を及ぼします。美しい自然環境と豊かな住環境を守るためにも、不法投棄の撲滅のため、関係機関と連携していくことが引き続き、求められます。



写真2-18 災害による倒木

●山麓部の防災対策の推進

市域の半分が森林である本市は、森林部に災害の影響を大いに受ける可能性のある都市であると言えます。山麓部は市街地と隣接しているため、台風・豪雨災害による土砂災害・倒木・遊歩道の倒壊などの防災対策が必要です。

●希少種・生物多様性の保護

希少野生植物のシカによる食害に対処することが喫緊の課題にあがっています。また、産業振興（観光の活性化、林業の活性化）と貴重な自然環境の保全のバランスに配慮することが必要です。

(3) 市街地のみどり

●街路樹などの公共空間のみどりの維持管理の方向性の位置づけとみどりの質の向上

アンケートから、街路樹や公園・緑地の維持管理の要望が多く、さらに多様であることが把握できました。これらの維持管理とあわせてみどりの質の向上への取組が必要です。



写真2-19 芦原公園

●既存公園の維持管理体制・運営計画

老朽化した公園遊具の更新等を含む公園の長寿命化や維持管理運営が課題です。

●大規模公園の整備

地区公園レベル以上の大規模な公園（中央公園）の整備が課題となっています。

●社寺林や植木畑、残存している緑地など良好な樹林の保全・維持管理

●農地・ため池の減少

農地の減少により、用水池が不要となることでため池も減少してきています。市内からこれらの農地空間が減少することで、みどりの機能の低下（生物多様性の低下、防災機能の低減、景観の悪化など）が懸念されます。また、宅地開発により、農地の混在による営農環境などの悪化も考えられます。



写真2-20 萱野の田園風景

5-2 課題のまとめ

(1) 箕面らしい「みどり」を保全・創出すること

山間・山麓部のみどりは、本市の市街地の背景となり、良好な都市イメージの形成に大きく寄与しています。しかし、様々な要因が重なり、人の手が入らず荒れた山林が増えつつあります。また、市街地のみどりも、都市化の進行に伴い農地やため池などが減少しています。今まで大切に守られてきた都市イメージは、箕面市民にとってのシビックプライド（まちに対する誇り）の形成にもつながり、かけがえのない資産となっています。したがって、「みどり」を次世代へ継承するため、「みどり」を保全・創出していくことが課題と捉えられます。

(2) 市街地の重要な「みどり」を量と質ともに大切にすること

人口減少・少子高齢化社会の進行や、ライフスタイルの変化や価値観の多様化などにより、安全・安心で心にゆとりをもたらすみどり、大人と子供がともに遊べるみどり、また、みどりを通してまちづくりに参加できることなどを求める傾向がアンケート結果からも読みとれます。そして、公共空間のみどりは量と質の確保に対し、維持管理に関する要望が多くあったことから、市民の関心が高いことがわかりました。

今後は、住宅都市としての重要なイメージ要素となる「みどり」を維持することが課題となっています。また、官民を問わずに取り組むための総合的な支援の仕組みづくりも必要となります。

(3) 「みどり」の持つ機能を有効利用した都市環境づくりを進めること

人の暮らしに近いみどりである農地などは、農業生産人口の減少や産業構造の転換などにより、管理放棄や住宅地への転換が進行してきました。このように、市街地の身近なみどりが、都市化の進行に伴い減少している一方で、「みどり」の重要性はグリーンインフラの推進など、近年の環境問題への対応策により示されています。市街地緑化を通じた微気象の改善（暑熱対策）や、森林の維持管理による土砂・豪雨災害の軽減などのグリーンインフラに紐づいた取組等が求められると考えられます。さらに、気候変動問題への対応として、カーボンニュートラル（脱炭素）・SDGsといった考え方が普及してきており、限りある資源を大切に使うことや、持続可能なまちづくりに取組むことも必要となります。

みどりの持つ多くの効果や機能を活かし、豊かな暮らしを営める都市環境づくり、防災の観点からもグリーンインフラの推進など、人と自然環境の共生を目指す取組が必要であり、みどりの保全・創出が課題としてあげられます。

(4) 市民が主体となって取り組み、「みどり」のまちづくりを進めること

みどりのまちづくりに対する多様化・複雑化する市民ニーズに対応していくには、「市民と行政の協働のまちづくり」が重要な課題となっています。市内各地でNPO法人みのお山麓保全委員会をはじめとする団体により、みどりに関する活動が継続されていることから、今後のまちづくりにおいても引き続き官民連携を深めていくことが求められます。行政の役割として、市民が主体的な活動をする中で、市民の自主性を尊重しながら、その活動が持続可能な取組となるように、いかに支援していくかが課題です。





第2章

現況特性と課題